

報道発表資料
平成 25 年 10 月 18 日
国土交通省
水管理・国土保全局砂防部
気 象 庁

平成 25 年台風第 26 号に伴う土砂災害発生後の土砂災害警戒情報 発表基準の暫定的な運用について

平成 25 年台風第 26 号に伴う豪雨により発生した大規模な土砂災害を考慮し、東京都大島町については、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成 25 年台風第 26 号に伴う豪雨により、東京都大島町においては大規模な土砂災害が発生しており、山腹に土砂が堆積しているなど、通常より土砂災害の危険性が高いと考えられます。

このため、当分の間、東京都砂防部局と気象庁予報部が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

対象地域：東京都 暫定基準：通常基準の 8 割

暫定基準を設ける町：大島町

なお、引き続き降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

<本件に関する問い合わせ先>

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

03-5253-8111 (内線 36152)

気象庁予報部予報課気象防災推進室

03-3212-8341 (内線 3125)